青森県立弘前中央高等学校 校 長 齋藤郁子

県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための 接触者の取り扱い等について

平素より本校の教育活動に対しまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび青森県教育委員会から通知がありました。その内容は文部科学省による濃厚接触者の待機期間の見直しを受け、下記の「陽性者判明者の接触者の出席停止措置」において一部変更する方針が示されました。変更点は、以下の下線部分です。

本校での教育活動は、この通知に従って行います。つきましては、その詳細について別添の青森県教育委員会からの通知を御確認の上、保護者の皆様には御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。 なお、不明な点等がありましたら、HR 担任まで御連絡ください。

記

【陽性判明者の接触者の出席停止措置】

・陽性判明者の接触者については、陽性判明者との最終接触日の翌日から<u>5日間</u>の出席停止とし、症状がなければ<u>6日目</u>からの登校を可能とする。なお、<u>2</u>日目及び<u>3</u>日目に検査し、陰性が確認された場合は、<u>3</u>日目からの登校を可能とする。

(※抗原定性検査キットを使用する際は、「体外診断用医薬品」を使用すること。)

*別添の青森県教育委員会からの通知は、本校 HP に掲載し、Classi で配信しますので、そちらで御確認ください。